

令和3年第8回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年8月5日（木）午後2時00分から午後4時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
欠席委員	若尾 英夫
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 金澤 貴、 再任用職員 前田 晃
議案	<p>第40号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第41号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第42号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第44号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和3年第8回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、6番若尾英夫委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、出席委員は9名です。</p> <p>これより令和3年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数あり】
議長	それでは、13番樋口孝男委員、14番中根章子委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題とします。

なお、受付番号4番の案件が、日程第4、議案第42号、農地法第5条1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号12番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転3件と贈与による所有権移転1件、交換による所有権移転1件の合計5件です。

受付番号1番と2番は、隣接地であり譲受人が同じですので併せて説明いたします。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方、受付番号2番は、美濃加茂市の方と今渡の方による売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

今渡地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことですが、詳細については、資料のとおりです。

権利取得後の面積が1,827㎡で3,000㎡以下ですが、申請地の周囲は譲受人の所有地や私道で、公道に接していないため直接出入りできません。また、他の共有者はいずれも取得後の耕作面積が最低経営面積である3,000㎡を下回り、取得の意思も示していません。私道共有者全員の同意書が添付されています。

譲受人も取得後の耕作面積が3,000㎡を下回りますが、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外規定により、取得可能です。

受付番号3番は、土田の方と土田の方による贈与による所有権移転で、3条許可を求めます。

土田地内において、譲受人は父である譲渡人が体調不良で十分な耕作ができないため所有権移転するとのことですが、

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、塩河の方と塩河の方による交換による所有権移転で、3条許可を求めます。

塩河地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことですが、詳細については、資料のとおりです。

5条、受付番号12番と同時申請で説明します。

受付番号12番は、塩河の方と塩河の方による交換による所有権移転で、転用許可を求めます。

譲受人は、塩河地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅庭敷地にするとのことですが、立地基準では第2種農地ですが、隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとなっています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更ありませんとのことですが、

なお、昭和55年11月頃から、造成して庭として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、淵之上の方と淵之上の方による売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

淵之上地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

受付番号1番、2番は、農地法第3条第2項第5号に該当しますが、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外規定により、権利の移転は妥当と考えます。

受付番号3番から5番は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えられます。

5条、受付番号12番は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が報告します。

受付番号1番、2番は隣接地ですから併せて報告します。今回の申請地は、今渡地区でもまだ農地が残っている地域にあり、先月も同一地区で申請があった場所です。取得後の面積が3,000㎡を下回りますが例外規定により取得可能とのことで、問題ないと思います。

議長 続きまして受付番号3番、土田をお願いします。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋が報告します。

現況は耕作されており、譲渡人である父が体調不良により耕作できないため、子である譲受人に贈与するもので問題はないと思います。

議長 続きまして受付番号4番と5条、受付番号12番、塩河をお願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が報告します。

3条、受付番号4番は、兄弟で農地を交換するもので、畑として耕作されており問題ないと思います。

また、5条、受付番号12番は、すでに宅地化されており譲受人が居住する住宅敷地と一体利用されています。このため始末書も提出されており、周囲には農地も無く問題ないと思います。

議長 続きまして受付番号5番、淵之上をお願いします。

栗本委員 農業委員12番の栗本が報告します。

耕作されている農地で、譲渡人は熱心に耕作されている方で問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

受付番号4番、塩河の案件で、登記地目、田を畑として利用していると報告がありましたが、問題ないですか。

事務局 畑として利用されていて、畑地転換の届出が必要な案件については、指導をします。

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第40号について、許可することに、また、議案第42号受付番号12番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員
議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第40号は許可することに、また、議案第42号受付番号12番は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第3、議案第41号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3、議案第41号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今日は、1件の申請があります。

受付番号1番は、名古屋市中川区の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅敷地にするとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更ありません。

なお、北側の母屋が昭和34年頃、南側の離れが昭和60年に建築され、所有者の祖母が居住しているため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊澤委員

推進委員1番の熊澤から現地確認の報告をします。

今渡大東地区での申請です。古い屋敷に係る申請で一部に建物が建築されており始末書が提出されています。造成工事等は行わないため問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

委員
議長

【質疑なしの声多数】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委員
議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、本案件は、許可相当として市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題とします。

なお、受付番号2番及び7番の案件が、日程第5、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番及び2番の案件とそれぞれ関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転11件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件、交換による所有権移転が1件、売買及び使用貸借権の設定が1件の合計17件です。

日程第5、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

内訳は、売買に取る所有権移転2件、事業内容変更1件の合計3件です。

受付番号1番、2番を先行して審議いただきます。

それでは、5条、受付番号1番について説明します。

名古屋市中川区の方外1名と今渡の方による売買及び使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で、3棟の貸家を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

南側の一部は売買、北側は父の所有地に使用貸借権を設定となります。

受付番号2番は、岐阜市の方と富加町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更申請、受付番号1番と同一ですので説明します。

当初事業者は、2区画に宅地分譲する計画でしたが、資金繰りが難しくなったため事業を実施しませんでした。事業継承者は、2区画に宅地分譲するものです。

受付番号3番は、川合の方と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号4番は、川合の方と各務原市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は川合地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、川合の方と岐南町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を

求めるものです。

転用事業者は川合地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり都市計画法、まちづくり条例の申請済みです。

受付番号6番は、下恵土の方と多治見市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、下恵土の方と東京都西東京市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

事業計画変更申請、受付番号2番と同一ですので説明します。

当初事業者は、住宅を建築する予定でしたが、資金繰りが難しくなったため事業を実施しませんでした。事業継承者は、分譲住宅1棟を建築したいとのことです。

受付番号8番は、下恵土の方外1名と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は下恵土地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、大阪府枚方市の方と関市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

30年以上前から、造成して駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号10番は、土田の方と土田の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

平成26年5月頃から倉庫を建築して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号11番は、菅刈の方と下恵土の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は菅刈地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、隣接地と一体利用されます。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置することです。

受付番号12番は、先ほど審議いただきました。

受付番号13番は、柿下の方と柿下の法人による貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿下地内で、隣接地を一体利用して駐車場敷地にするすることです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、隣接する駐車場敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できません。

その他、詳細については資料のとおりです。隣接地に農地はありません。

昭和51年8月頃から、造成して駐車場として利用しているため、始末者が提出されています。

受付番号14番は、取り下げとなりました。

受付番号15番は、広見の方と愛知県清須市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見六丁目地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号16番は、広見の方と広見の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見六丁目地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号17番は、石井の方外1名と川合の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、7棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、代替地を検討したところ、申請地に代えて目的を達成できないこととされています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり都市計画法、まちづくり条例の申請済みです。

申請地の間にある水路は、西及び南側に付け替え予定です。

令和3年2月9日付けで農振除外されています。

受付番号18番は瀬田の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、隣接地を一体利用されます。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

平成14年頃から、造成して住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番及び事業計画変更受付番号1番、今渡をお願いします。

熊澤委員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番、2番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番ですが、今渡地内の4条、受付番号1番と同一地です。

不耕作で荒廃農地化している畑を転用して3棟の貸家を建設する申請です。

隣地所有者へも説明されており、問題ないと思います。

受付番号2番及び事業計画変更受付番号1番ですが、蘇南中学校の南の場所になります。

現地は雑草が生い茂っていますが、以前に5条申請が許可されており、今回は事業計画変更として2区画の宅地分譲として申請されており、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番から5番、川合をお願いします。

大澤委員

農業委員2番の大澤が受付番号3番から5番の案件について報告します。

受付番号3番、4番は、土地所有者が高齢により畑として耕作管理できなくなったため、同一地を2分割して、それぞれに売却され個人住宅を建築する申請です。

上下水道も整備されており、雨水排水については、北にあります排水路へ排水としており、問題ないと思います。

受付番号5番は、こちらも土地所有者が高齢となり田として耕作管理できなくなったため開発事業者へ売却され4棟の分譲住宅を建築される申請です。

隣接地に農地は無く、上下水道も整備され、雨水排水先もあり、問題ないと思います。

議 長

受付番号6番から9番及び事業計画変更受付番号2番、下恵土をお願いします。

中村委員

農業委員3番の中村が受付番号6番から9番及び事業計画変更受付番号2番の案件について報告します。

受付番号6番ですが、可児駅区画整理北側、ふるさと川公園駐車場前の田を畑として利用されている場所で、親の土地を借りて一般個人住宅を建築する申請で上下水道とも整備

されており、雨水は道路側溝への排水としており、周辺の農業施設への影響もないので問題ないと思います。

受付番号7番及び事業計画変更受付番号2番ですが、可児工業高校の西、自動車整備工場の北西の場所になり、現況は不耕作地となっており末端の農地、田であり上下水道とも整備されており、雨水排水については、南側に土地改良排水路があり、隣接者への説明もされており、問題ないと思います。

受付番号8番ですが、下恵土の古市場地区の農地ですが、第1種住居地域であり3区画に宅地分譲されます。周囲の道路が狭いですから、セットバックで拡幅が必要です。転用されても周辺農地への影響はなく、排水については、西側に土地改良の排水路があり問題ないと思います。

受付番号9番ですが、下恵土の船岡、飲食店の近くの土地で、30年以上前から造成して駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。今回隣接地と一体利用して2区画に宅地分譲されます。周辺に農地は無く、転用されても問題ないと思います。

議 長
小林委員

受付番号10番、土田お願いします。

農業委員4番の小林が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番ですが、土田白鬚神社参道西の場所で、現在の住まいを壊し、北側の畑を一体利用して2世帯住宅を建築するものです。平成26年5月ごろから倉庫を建築して利用していたため始末書が提出されています。水道、下水、排水等現在使用しているものを利用されるため、問題ないと思います。

議 長
奥村(久)委員

受付番号11番、菅刈お願いします。

農業委員5番の奥村が受付番号11番の案件について報告します。

受付番号11番ですが、菅刈地区の農地で、母の土地を借りて隣接地と一体利用して住宅を建築するための転用です。隣地所有者への説明済みですし、雨水排水は前面の水路へ排水としてあり、問題ないと思います。

議 長
奥村(富)委員

受付番号13番、柿下お願いします。

農業委員11番の奥村が受付番号13番の案件について報告します。

受付番号13番ですが、柿下地内の搬送機器製造工場に隣接する農地で、昭和51年8月頃から造成して駐車場として利用されており、始末者が提出されています。隣接地と一体利用して従業員駐車場として利用されていて周囲への影響もなく、問題ないと思います。

議 長
樋口委員

受付番号15番、16番、広見お願いします。

農業委員13番の樋口が受付番号15番、16番について報告します。

受付番号15番、16番は隣接地ですから併せて報告いたします。

広見区画整理地内で、上下水道とも整備されており、前面道路に道路側溝があり雨水排水として利用できます。東に農地が残るため被害防除対策だけしっかりしていただければ良いです。取り下げとなった受付番号14番の農地の利用方法等の確認ができれば、問題ないと思います。

議 長
三宅委員

受付番号17番、18番、石井、中恵土お願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号17番、18番について報告します。

受付番号17番ですが、石井地内の農地を転用して7棟の分譲住宅を建築する転用です。

申請地の間に水路がありますが、開発協議で西側及び南側に付け替えして水路を確保する計画となっています。南側排水路と合わせ管理が十分にできない状況になるため、防草対策をしっかりとお願いしたい。雨水は開発地内の道路側溝から排水路への接続、上下水道は、開発地前の市道からの引き込みとなります。開発案件ですので協議いただければ問題ないと思います。

受付番号 18 番ですが、中恵土地内で住宅敷地に接する農地を一体利用して 2 棟の分譲住宅を建築する転用です。一部農地を造成して住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。隣地所有者への説明もされており、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号 17 番の案件で、水路の付け替えは用水か排水か。

樋口委員 用水の付け替えとなります。

大澤委員 名義はどこですか。

樋口委員 可児市名義です。第 2 土地改良エリアですから、名義は可児市、管理は地元となります。

議長 他にご意見は、ありませんか。

樋口委員 現地確認の時に、草が多く現場確認が十分にできません。申請地周囲の状況が確認できるように、申請受付時に草刈りのお願いをしてほしい。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

可児委員 受付番号 3 番、4 番が同一面積ですがどうしてか。

大澤委員 一筆の土地を 2 分割して売買されるため、分割したら同一面積になったとのこと。

玉木委員 受付番号 9 番について、面積が 82 m²と小面積ですが、ここで 2 区画の宅地分譲ができますか。

中村委員 農地転用申請面積は 82 m²ですが、隣接地の宅地を一体利用して、2 区画の宅地分譲が行われます。

玉木委員 議案書、農地転用等申請説明資料では、一体利用地面積の記載がなく、分かりにくいので、記載があるといい。

伊藤委員 一体利用地の面積を説明資料に記載してはどうか。

事務局 説明資料の一般基準判定欄の一体利用地に面積を記載します。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 42 号、受付番号 1 番から 11 番及び 13 番、15 番から 18 番並びに議案第 43 号、受付番号 1 番、2 番について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 42 号、受付番号 1 番から 11 番及び 13 番、15 番から 18 番並びに議案第 43 号、受付番号 1 番、2 番は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 5、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画

変更申請に対する意見について受付番号3番を議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 事業計画変更、受付番号3番について説明いたします。

事務局 塩河の法人が計画内容の変更で事業計画変更の承認を求めるものです。

事務局 転用事業者は、土田地内で、2棟の障害者グループホーム、B型事業所を建築することです。立地基準は、第2種農地で許可済みの事業計画を一部変更するものであり、申請地に代えて目的を達成できません。その他、詳細については資料のとおりです。

事務局 周辺農地等への被害防除策は、塀を設置することです。

事務局 転用事業者は、障害者グループホーム定員20名とB型事業所を建築する計画でしたが、定員が10名までとの県の指導を受け、グループホーム定員10名を2棟とし、事業所の配置を含め計画を変更するものです。許可内容と異なり、グループホームを1棟から2棟に変更し、一体利用地を追加して配置計画を変更するなど、許可なく事業計画を変更したため、始末書が提出されています。

議長 この案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

佐橋委員 受付番号3番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員2番、佐橋が受付番号3番について報告します。

議長 以前に転用許可申請され許可された案件で、建物の棟数、配置が変更となるもので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 本案件について、承認することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は承認相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第44号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第44号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

事務局 申請は1件です。

事務局 受付番号1番、今の方が所有する今地内の畑です。

事務局 当該農地は、平成8年頃に耕作しなくなり、平成8年に住宅を建築し、現在に至ることです。

議長 平成8年に建築され20年以上経過した住宅が現在もあります。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

議長 受付番号1番、今お願いします。

玉 木 委 員 農業委員 8 番、玉木が報告します。
 現地は住宅用宅地として、住宅が建築されており、今後も農地として使用する予定はないと確認しました。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】
 意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 7、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

申請は、3 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

下恵土地内の該当農地について、令和 5 年 8 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 2 番は、若葉台の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付貸借権の設定です。

矢戸地内の該当農地について、令和 8 年 8 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 3 番は、川合の方と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

土田地内の該当農地について、令和 6 年 8 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 本案件については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、本案件はこれを承認し、市に報告することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 7 月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数9件)

7月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農業用施設の届出の7月届出分についてです。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

平貝戸の土地で農業用倉庫1棟の届出がありました。

続きまして、7月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、11件の相続に伴う届出があり、田は19筆、面積13,246.15㎡、畑は16筆、面積9,814.00㎡で、田と畑の合計は35筆で、面積は23,060.15㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は8月30日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和3年第9回農業委員会総会は、9月2日木曜日に午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

但し、議会開催日であるため、4階第1、第2会議室になる可能性もあります。

遊休農地調査について説明。(資料については、各委員へ配付)

これもちまして、令和3年第8回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。